

国立大学法人群馬大学入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	令和元年11月6日(水) 国立大学法人群馬大学 事務局5階 特別会議室	
委員	委員長 田中 恒夫 (前橋工科大学教授) 委員 小磯 正康 (弁護士) 委員 平田 稔 (公認会計士, 税理士)	
審議対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
抽出案件(合計)	6件	(備考)
工 事(小計)	6件	今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ての審議は無し。 個別審議については、事務局から説明を行い、質問に対して回答した。
一般競争入札(政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札(上記工事を除く)	5件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	0件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

意見・質問	回答
<p>1. 群馬大学において発注した建設工事について</p> <p>(事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>2. 群馬大学において発注した設計・コンサルティング業務について</p> <p>(事務局より説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>3. 個別審議案件について</p> <p>【群馬大学（荒牧）社会情報学部校舎トイレ（1・2階）改修機械設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのタイミングで公表されるのか。1回目不落である場合には開示されるのか。 ・入札参加者数の傾向はどうか。 ・総合評価落札方式（実績評価型）採点結果一覧の得点を合計した数値と合計欄の数値が合わないが、見方を説明願いたい。 ・総合評価落札方式（実績評価型）採点結果一覧の合計計算がわかりにくい。 <p>【群馬大学（桐生）高圧受配電設備改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札調査結果に「受配電設備に係わる工 	<p>・予定価格は契約の締結後に公表している。1回目不落であっても、その時点では開示はしない。1回目不落となった場合、最低入札金額を参加業者に通知する。そのため、2回目はそれより低い金額で入札することとなる。</p> <p>・案件によるが、最近の傾向としては3、4者であることが多い。</p> <p>・加点対象となっている、企業の施工実績、企業の施工成績、配置予定技術者の施工実績、配置予定技術者の成績、及び地域要件の点数を合計している。配置予定技術者が申請時に特定できない場合は、複数の技術者について記載できることとしている。2人以上申請があった業者については、評価点の低い技術者が配置される可能性を考慮し、評価点の最も低い技術者の点数を採用して合計計算した。このことは入札説明書に記載し周知している。</p> <p>・わかりやすくなるよう工夫したい。</p> <p>・他施設のものである。</p>

<p>事をすでに受注している」とあるが、これは群馬大学のものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧受配電設備はメーカーが製造したもののか、それとも受注業者が製造までするのか。 ・ 高圧受配電設備については、業者の納入価格が入札金額に影響するということか。 ・ 予定価格はどのように作成したのか。 ・ 低入札調査結果にある当初見積はいつ取っているのか。 ・ 業者が後付けで作ることができてしまうので、事前に確認しなければ、意味が無いのではないか。 ・ 群馬県内の業者の参加は少なかったのか。 ・ 落札業者は県外業者であったのか。 ・ 辞退者が多いように思うが、一般的なのか。 <p>【群馬大学（若宮2）養心寮屋上防水改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者の等級について、仮に建築一式がA等級であれば、管工事など他の工種においてもA等級となるのか、それとも別々に決定されるのか。 <p>【群馬大学（桐生）8号館N棟東側外壁改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加業者5者のうち、1回目の入札で2者辞退、2回目の入札で辞退し、結果として4者辞退しているということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーカーが製造した設備を、受注業者が設置工事する。 ・ そのとおり。 ・ 積算基準に基づいて作成している。高圧受配電設備についてはメーカーから見積を徴取し積算した。 ・ 低入札調査となったときに、対象業者に連絡し、当初見積額を確認している。 ・ 低入札調査の目安として確認しているため、事前の確認はしていない。 ・ 申請のあった13者のうち、群馬県内に本支店を有していない業者は3者のみであった。 ・ そのとおり。 ・ 本件に関しては多かった。何者か辞退理由を確認したところ、工事の難易度を理由としていた。 ・ 別々に等級が決定している。 ・ そのとおり。
--	---

<p>【群馬大学（昭和他）基幹・環境整備（困障改修）工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格について、本来D等級であるところを、参加者が僅少と考えてB、C等級まで参加資格を広げているが、対象を広げたときは上位の等級の者が落札となることが多いのか。 ・落札率が高いが予定価格はどのように作成したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度においては、建築一式工事は6件あったが、落札業者はD等級、C等級、B等級がそれぞれ2件となっており、必ずしも上位の等級の者が落札とはなっていない。管工事に関してはB等級が多い。 ・積算基準に従い作成している。本件は2回目の落札となっており、2回目の値引率によっては落札率が高くなることもある。
<p>【群馬大学（医病）南病棟高置水槽改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が100%となっているが、予定価格を作成する意味はあるのか。 ・事案発生が3月上旬であり、見積合わせが4月上旬であるため、ほぼ1ヶ月経過している。他の一般競争入札では1ヶ月半で契約に至っているが、半月の短縮の差で緊急性を判断したのか。 ・参考見積と見積合わせ時の見積は別なのか。 ・本件にかかわらず、工事後に不具合が発生することはあるのか。 <p>4. 指名停止等の措置状況について</p> <p>（事務局より説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・規程により予定価格が200万円を超える契約をしようとするときは予定価格を定めなければならない。本件は、附属病院の運営に係わる緊急の事案だったため、参考見積をそのまま予定価格としたが、参考見積の妥当性については調査をした。また、見積合わせ時の見積額が参考見積と同一になるとは限らないが、今回は同一であったため落札率100%となった。 ・なるべく早く契約するため随意契約としたが、実際は現地調査や見積の徴取等に時間がかかるため、1ヶ月の時間を有した。 ・参考見積は市場価格を把握するために徴取したものであり、見積合わせ時の見積とは別である。 ・完成時に検査を行っているため、直後に不具合がおこることは無い。また、案件によっては1年後にも検査を行っている。

5. 再苦情の申立状況について

(事務局より説明)

- ・特になし

【講評】

- ・指摘事項は無く、適正な入札手続が取られていると思われる。
- ・意見として、総合評価の審査表については、わかりやすく工夫してもらえると良い。